



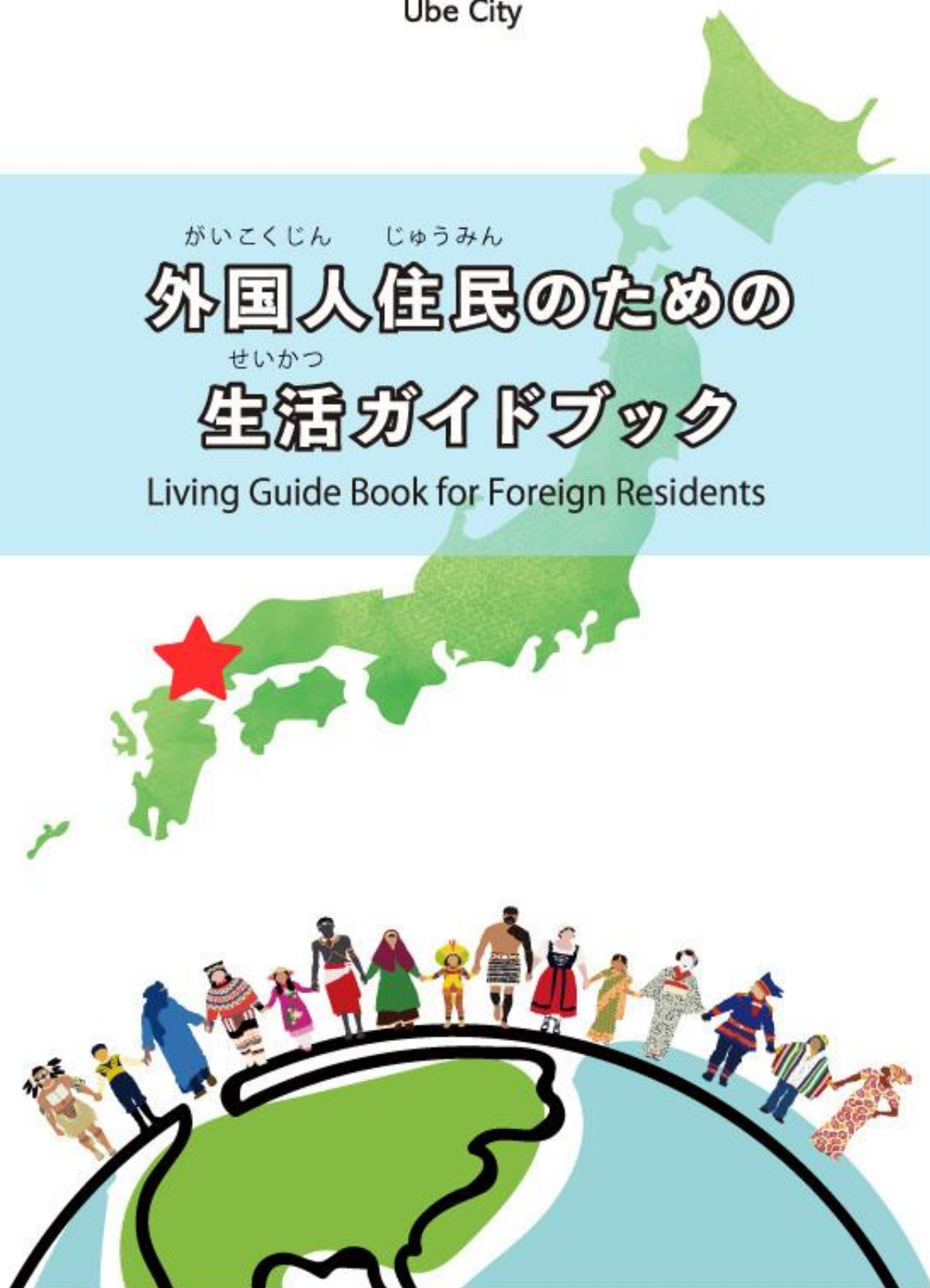
がいこくじん じゅうみん

外国人住民のための

せいかつ

生活ガイドブック

Living Guide Book for Foreign Residents



もくじ
目次

1. 宇部市の紹介	4
2. 窓口早見表	5
(1) 【転入・入国】これから住民登録を行う場合の手続	5
(2) 【滞在中】既に住民登録を行っている場合の手続	8
(3) 【転出・出国】これから住民登録を市外に移す場合の手続	10
3. 暮らしに必要な情報	12
(1) 市役所等のできる手続	
① 住民登録	12
A. 転入・入国	12
B. 転居	13
C. 転出・出国	13
D. 住民票の発行	13
② 結婚・離婚	14
A. 結婚	14
B. 離婚	14
③ 出生・死亡	15
A. 出生	15
B. 死亡	15
④ 印鑑登録	16
⑤ 国民年金	16
⑥ 国民健康保険	17
⑦ 後期高齢者医療制度	17
⑧ 介護保険	17
⑨ 障害者福祉	18
⑩ 子育て	18
⑪ 妊娠・育児	18
⑫ 水道・下水道	18
⑬ 市営住宅	18
⑭ 税金	19
⑮ マイナンバー	20

- (2) 民間での手続
- ① 電気 21
 - ② ガス 21
 - ③ 携帯電話 21
 - ④ NHK受信料 21
 - ⑤ 郵便 21

- (3) その他必要な情報
- ① 健康管理 22
 - ② 医療 22
 - ③ 仕事探し 22
 - ④ 交通 23
 - ⑤ 自治会 25
 - ⑥ ごみの出し方 25
 - ⑦ 日本語学習 26
 - ⑧ 車の運転 26

4. 緊急時の対応 27

- (1) 病気・けが 27
- (2) 火災 27
- (3) 交通事故・犯罪 27
- (4) 地震 28
- (5) 梅雨の大雨 28
- (6) 台風・高潮 28

5. 市内の公共施設等の電話番号 30

6. 宇部市以外の相談窓口 33

1. 宇部市の紹介

位置・自然

宇部市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

鉄道は山陽本線と宇部線が東西に走り、高速道路は山陽自動車道が市の中央部を横断し、海浜部には重要港湾である宇部港があり、山口宇部空港も市街地に近い位置にあるなど、陸海空それぞれの交通環境が整っています。

雨が比較的少ない温暖な瀬戸内海式気候で、市中央部以北の丘陵地には豊かな自然があふれ、様々な動植物が生息しています。

また、南は海に面していることから、山と海の幸に恵まれています。市街地には真締川や厚東川が流れ、貴重な水辺環境を有しています。



宇部市

《宇部市のデータ》

人口	161,174人	(2022年5月1日現在)
世帯数	79,964世帯	(2022年5月1日現在)
面積	286.65平方キロメートル	
平均気温	16.1度	(統計期間 2002年～2010年)



UBE ビエンナーレ彫刻の丘



ときわ動物園



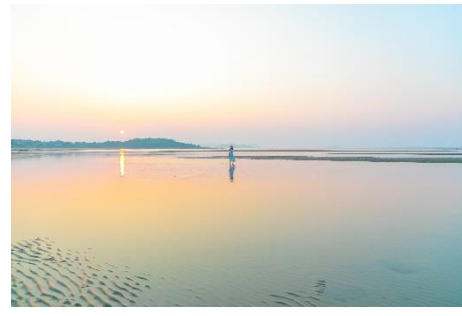
世界を旅する植物館



藤河内茶園



宇部市花火大会



キワ・ラ・ビーチ

まどぐちはやみひょう
2. 窓口早見表

(1) 【転入・入国】これから住民登録を行う場合の手続
市役所等での手続

とどけで 届出	ないよう 内容	しょうさい 詳細 ページ	たんとうか 担当課・ といあわ さき 問合せ先	TEL
じゅうみんとうろく 住民登録	ちゅうちようきざいりゅうしゃ しかく も 中長期在留者の資格を持 った人が入国したとき、他 の市町村から宇部市に引ッ 越したとき、または宇部市 に住んでいる人が新規に 中長期在留者の資格を得 たときは、住民登録をする ひつよう 必要があります。	12	しみんか 市民課 とどけでとうろくがかり 届出登録係	0836- 34-8238
いんかんとろく 印鑑登録	けいやくとう ひつよう 契約等で必要となること があります。	16		
こくみんねんきん 国民年金	にゅうこく じゅうみんとうろく 入国して住民登録をした 20 歳以上 60 歳未満 の人 (厚生年金加入者及びその ひふようはいぐうしゃ のぞ 被扶養配偶者は除く)は、 こくみんねんきん かにゅう 国民年金に加入します。 ざいりゅう じさん 在留カードを持参して、 かにゅう てつづき おこな 加入の手続を行ってくだ さい。	16	ほけんねんきんか 保険年金課 かんり ねんきんがかり 管理・年金係	0836- 34-8292
こくみんけんこうほけん 国民健康保険・ こうきこうれいしやいりようせいど 後期高齢者医療制度	ほか いりようほけん かにゅう 他の医療保険に加入してい ない場合は、国民健康保険 かにゅう さいいじよう に加入します。75歳以上の ひと こうきこうれいしやいりようせいど 人は、後期高齢者医療制度 の被保険者となります。 ざいりゅう じさん 在留カードを持参して、 かにゅう てつづき おこな 加入の手続を行ってくだ さい。	17	ほけんねんきんか 保険年金課 ふかがかり 賦課係 ほけんねんきんか 保険年金課 こうきこうれいしや 後期高齢者 いりようがかり 医療係	0836- 34-8287 0836- 34-8343

かいごほけん 介護保険	かいごほけんじゆきゆうしかく しゆとく 介護保険受給資格を取得 さいいじょう ひと した 65歳以上の人には、 ごじつ かいごほけん ひ ほけんしやしょう 後日、介護保険被保険者証 が送付されます。	17	こうれいしやそうごう 高齢者総合 しえんか 支援課 かいごほけんがかり 介護保険係	0836- 34-8297
こそだ てあて いりょう 子育て(手当・医療)、 おやかてい ひとり親家庭	こ こそだ かにてい 子どもを育てている家庭は てあて いりょう ひじよせい う 手当や医療費助成を受けら る場合があります。 しんせいてつづき ひつよう 申請手続が必要です。	18	せいさくか こども政策課	0836 34-8330
ほいくえん 保育園	ほいくえん にゆうえん てつづき 保育園の入園には、手続が ひつよう 必要です。	-	ほいくようちえんか 保育幼稚園課	0836- 34-8327
しょう ちゅうがっこう 小・中学校	きょういくいいんかい がっこう と あ 教育委員会、学校に問い合 わせてください。	-	がっこうきょういくか 学校教育課	0836- 34-8609
すいどう げすいどう 水道・下水道	りよう とどけで ひつよう 利用するには届出が必要で す。	18	すいどうきょくえいぎょうか 水道局営業課	0836- 21-2304
げんどうきつきじてんしゃ 原動機付自転車 (バイク等) けいじどうしゃぜい しゅべつわり 軽自動車税(種別割)	はいきりょう い か 排気量が125cc以下のバイ ク(原動機付自転車)や げんどうきつきじてんしゃ のうさぎょうよう こがたとくしゆしやりょう 農作業用の小型特殊車両 等の保管場所が宇部市内の ばあい うべしやくしよ こうふ 場合は、宇部市役所が交付 するナンバープレートを付 けます。 はいきりょう いじょう 排気量が126cc以上のバイ クのとうろく めいぎへんこう の登録や名義変更は、 やまぐちうんゆしきよく でんわ 山口運輸支局(電話 050- 5540-2073)で手続をして ください。 けいじどうしゃ バイクと軽自動車について は、ねん かいけいじどうしゃぜい は、1年に1回軽自動車税 (種別割)を払います。	19	しみんぜいか 市民税課	0836- 34-8197

みんかん てつづき
民間での手続

とどけで 届出	ないよう 内容	しょうさい 詳細 ページ	といあわ さき 問合せ先	TEL
じてんしゃ 自転車	じてんしゃ か じてんしゃ 自転車をかうときは、自転車を かうみせ かなら ぼうはんとうろく 買うお店で必ず防犯登録をし てください。じてんしゃ ぬす 自転車が盗まれて しまったときは、すぐにけいさつ 警察に 届け出てください。 じてんしゃ ゆず う ぼあい 自転車を譲り受けた場合も、 ぼうはんとうろく 防犯登録をしてください。	-	じてんしゃはんばいてん 自転車販売店 う べ けいさつ 宇部警察署	0836- 22-0110
でんき 電気	りよう 利用するには手続が必要です。	21	ちゅうごくでんりょく 中国電力 う べ 宇部セールスセ ンター	0120- 613-270
ガス	りよう 利用するには手続が必要です。		がいしゃ ガス会社	

(2) 【滞在^{たいざい}中^{ちゆう}】 既に^{すで}住民登録^{じゆうみんとうろく}を行^{おこな}っている場合^{ばあい}の手続^{てつづき}
 市役所^{しやくしよ}での手続^{てつづき}

とどけで届出	ないよう内容	しょうさい 詳細 ページ	たんとうか 担当課・ といあわ 問合せ先	TEL
住民登録 ^{じゆうみんとうろく}	宇部市内 ^{うべしなひ} で引っ越 ^ひ したとき は、新 ^{あた} しい住所 ^{じゆうしよ} に住 ^す み始め ^{はじ} た日 ^ひ から 14日以内 ^{にちい} に手続 ^{てつづき} を おこな 行 ^{おこな} ってください。	12	市民課 ^{しみんか} とどけでとうろくがかり 届出登録係	0836- 34-8238
住民票 ^{じゆうみんひよう} の発行 ^{はっこう}	氏名 ^{しめい} や住所 ^{じゆうしよ} 、国籍 ^{こくせき} 等を証明 ^{しょうめい} する書類 ^{しよるい} です。発行 ^{はっこう} 手数料 ^{てすうりよう} が 必要 ^{ひつよう} です。	13	市民課 ^{しみんか} 証明発行 ^{しょうめいはっこう} 係 ^{がかり}	0836- 34-8243
結婚 ^{けっこん}	外国人 ^{がいこくじん} が日本国内 ^{にほんこく} で結婚 ^{けっこん} す るときは、市役所 ^{しやくしよ} と母国 ^{ぼこく} の 在日大使館 ^{ざいにちたいしかん} または領事館 ^{りようじかん} の 両方 ^{りようほう} に届 ^{とど} け出 ^で てください。 外国人 ^{がいこくじん} 同士 ^{どうし} の結婚 ^{けっこん} の場合 ^{ばあい} と 外国人 ^{がいこくじん} と日本人 ^{にほんじん} の結婚 ^{けっこん} の 場合 ^{ばあい} では、提出 ^{ていしゆつ} するものが 異 ^{こと} なります。	14	市民課 ^{しみんか} 戸籍係 ^{こせきがかり}	0836- 34-8237
離婚 ^{りこん}	外国人 ^{がいこくじん} 同士 ^{どうし} の離婚 ^{りこん} は、母国 ^{ぼこく} の 在日大使館 ^{ざいにちたいしかん} または領事館 ^{りようじかん} に と問 ^あ い合 ^あ わせてください。 外国人 ^{がいこくじん} と日本人 ^{にほんじん} の離婚 ^{りこん} は、市 役所 ^{しやくしよ} と在日大使館 ^{ざいにちたいしかん} または 領事館 ^{りようじかん} の両方 ^{りようほう} に届 ^{とど} け出 ^で て ください。外国人 ^{がいこくじん} 同士 ^{どうし} の離婚 ^{りこん} の 場合 ^{ばあい} と、外国人 ^{がいこくじん} と日本人 ^{にほんじん} の 離婚 ^{りこん} の場合 ^{ばあい} では、提出 ^{ていしゆつ} する ものが異 ^{こと} なります。	14		
出生 ^{しゅつしやう}	子どもが生ま ^う れたときは、生 ま ^う れた日 ^ひ を含 ^{ふく} めて 14日以内 ^{にちい} に出生届 ^{しゅつしやうとどけ} を提出 ^{ていしゆつ} して ください。	15		

死亡	家族や同居している人が亡くなったときは、亡くなったことを知った日から7日以内に死亡届を提出してください。	15		
----	--	----	--	--

市役所以外での手続

届出	内容	詳細ページ	問い合わせ	TEL
パスポートの紛失	パスポートを失くしたり、盗まれたりしたときは、近くの警察署に届け出て「紛失(盗難)届出証明書」を発行してもらいます。この証明書を母国の在日大使館または領事館に持って行き、パスポートを再発行してもらいます。あらかじめ大使館等に電話して、必要なものを確認してください。	-	宇部警察署 在日大使館 または 領事館	0836-22-0110
在留カード(外国人登録証明書)の紛失	在留カード(外国人登録証明書)を失くしたり、盗まれたりしたときは、出入国在留管理局で再発行してもらいます。あらかじめ出入国在留管理局に電話して、必要なものを確認してください。	-	広島出入国在留管理局 下関出張所	083-261-1211
通知カードまたはマイナンバーカードの紛失	通知カードまたはマイナンバーカード(詳細は、20ページ)を失くしたり、盗まれたりしたときは、近くの警察署に届け出て「紛失(盗難)届出証明書」を発行してもらいます。マイナンバーカードの再発行については、市役所に問い合わせてください。	-	宇部警察署 市民課 届出登録係	0836-22-0110 0836-34-8238

(3) 【転出・出国】これから住民登録を市外に移す場合の手続

とどけで届出	ないよう内容	しょうさい詳細ページ	たんとうか担当課・といあわさき問合せ先	TEL
じゅうみんどうろく 住民登録	ほか しちやうそん ひ こ 他の市町村に引っ越すと きは、うべし てんしゆつ とど きは、宇部市で転出を届 け出てください。宇部市が はっこう てんしゆつしやうめいしよ 発行した転出証明書 を持って、ひ こ しき を持って、引っ越し先で てんにゆう てつぎ おこな 転入の手続を行って ください。にほん しゆつこく から日本から出国す る場合も、じぜん てつぎ 事前にも、事前に手続を おこな 行ってください。	12	しみんか 市民課 とどけでとうろくがかり 届出登録係	0836- 34-8238
いんかんとろく 印鑑登録	いんかんとろくしやう 印鑑登録証（カード）を もちのひと お持ちの人は、カードを へんきやく 返却してください。	16		
こくみんねんきん 国民年金	てつぎ ふよう 手続は不要です。	16	ほけんねんきんか 保険年金課 かんり ねんきんがかり 管理・年金係	0836- 34-8292
こくみんけんこうほけん 国民健康保険・ こうき こうれいしやいりやう 後期高齢者医療 せいど 制度	ほけんしやう へんきやく 保険証を返却してくだ さい。ほけんりやう せいざん さい。保険料を精算しま すので、てつぎ おこな 手続を行って ください。	17	ほけんねんきんか 保険年金課 ふ がかり 賦課係 ほけんねんきんか 保険年金課 こうきこうれいしやいりやうがかり 後期高齢者医療係	0836- 34-8287 0836- 34-8343
かいごほけん 介護保険	かいごほけん ひ ほけんしやしやう 介護保険被保険者証 を へんきやく 返却してください。	17	こうれいしやそうごうしえんか 高齢者総合支援課 かいごほけんがかり 介護保険係	0836- 34-8297
こそだ てあて 子育て（手当・ いりやう 医療）、ひとり親 かてい 家庭	いりやう ひじよせい う 医療費助成を受けている ばあい じゆきゆうしやしやう へんきやく 場合は受給者証を返却 してください。	18	こどもせいさくか こども政策課	0836 34-8330
ほいくえん 保育園	ほいくえん たいえんとどけ ていしゆつ 保育園に退園届を提出 してください。	-	ほいくようちえんか 保育幼稚園課	0836- 34-8327
しょう ちゅうがっこう 小・中学校	がっこう と あ 学校に問い合わせしてくだ さい。	-	がっこうきょういくか 学校教育課	0836- 34-8609
すいどう げすいどう 水道・下水道	ていし とどけで ひつよう 停止の届出が必要です。	18	すいどうきよくえいぎやうか 水道局営業課	0836- 21-2304

<p>げんどうきつきじてんしゃ 原動機付自転車 (バイク等) けいじどうしゃぜい 軽自動車税 (種別割)</p>	<p>てんしゆつ しゆつこく まえ 転出または出国の前に、 うべし 宇部市のナンバープレ ー しやくしょ へんきやく トを市役所へ返却してく ださい。その際には、いんかん 印鑑 じさん にほん を持参してください。日本 こくない てんしゆつさき 国内であれば転出先の しちょうそん てつづき 市町村でも手続できる ばあい 場合があります。 ほか ひと ゆず ばあい てつづき 他の人に譲る場合も、手続 ひつよう が必要です。</p>	<p>19</p>	<p>しみんぜいか 市民税課</p>	<p>0836- 34-8197</p>
<p>のうぜいかんりにん 納税管理人 の してい 指定</p>	<p>しゆつこくまえ うべし のうぜい 出国前に宇部市へ納税す る税金がある (発生する) ばあい とどけで 場合に届出を行ってくだ さい。</p>	<p>20</p>		

※納税管理人・・・住所が日本にない場合に国税や地方税の申告書の提出などを処理する
目的で選任される人

民間での手続

とどけで 届出	ないよう 内容	しょうさい 詳細 ページ	たんだうか 担当課・ といあわ さき 問合せ先	TEL
<p>じてんしゃ 自転車</p>	<p>じてんしゃ ひと ゆず ばあい 自転車を人に譲る場合は、 ぼうはんとうろく まっしょう あたら 防犯登録を抹消し、新し い持ち主が改めて防犯 も ぬし あらた ぼうはん 登録を行ってください。 じてんしゃ はいき ばあい 自転車を廃棄する場合も、 ぼうはんとうろく まっしょう 防犯登録を抹消してくだ さい。</p>	<p>-</p>	<p>じてんしゃはんばいてん 自転車販売店</p>	
<p>でんき 電気</p>	<p>ていし てつづき ひつよう 停止の手続が必要です。</p>	<p>21</p>	<p>ちゆうごくでんりよく 中国電力 うべ 宇部セールスセンタ ー</p>	<p>0120- 613-270</p>
<p>ガス</p>	<p>ていし てつづき ひつよう 停止の手続が必要です。</p>		<p>がいしゃ ガス会社</p>	

3. 暮らしに必要な情報

(1) 市役所等のできる手続

① 住民登録 (市民課届出登録係 TEL:0836-34-8238)

A. 転入・入国

中長期在留者の資格 (日本人の配偶者や定住者、永住者など) を持っている人が宇部市に住み始めたときや、新たに中長期在留者の資格を得たときは、市役所市民課で住民登録を行ってください。住民登録は、住み始めた日から14日以内に手続を行ってください。

手続が必要なケースの例	手続に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> 入国した 他の市町村から引っ越してきた 中長期在留者の資格を得た 	<ul style="list-style-type: none"> 転入されるすべての方の在留カード 転入されるすべての方のパスポート (在留カードが未発行の場合) 転出証明書 ※1 住民基本台帳カード・マイナンバーカードのいずれか ※1 家族で来日された場合は、続柄を証する (家族関係がわかる) 書類の原本とその訳文 ※2 印鑑 (届出人が署名した場合は、不要) 委任状 (届出人が代理の場合)

※1 は転入の場合のみ。

※2 は転出証明書等で確認できる場合は不要。

B. 転居

宇部市内で引っ越した場合には、転居の届出が必要です。転居の届出は、住み始めた日から14日以内に手続を行ってください。

手続が必要なケースの例	手続に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・宇部市内で引っ越した 	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・住民基本台帳カード・マイナンバーカードのいずれか ・印鑑（届出人が署名した場合は、不要） ・外国人住民の方がおられる世帯への転居の届出には、続柄を証する（家族関係がわかる）書類の原本とその訳文（続柄が変わらない場合は不要。） ・国民健康保険証や介護保険被保険者証など古い住所が記載してあるもの ・委任状（届出人が代理の場合）

C. 転出・出国

出国するときや他の市町村に引っ越す場合には、転出の届出が必要です。転出証明書は、新たに住み始める市町村での住民登録に必要となります。

手続が必要なケースの例	手続に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・出国する ・他の市町村に引っ越す 	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード ・印鑑登録証（お持ちの方） ・印鑑（届出人が署名した場合は、不要） ・委任状（届出人が代理人の場合）

D. 住民票の発行

窓口^{まどぐち}に備え付けてある「住民票の写し等交付請求書」に申請者の住所・氏名、必要な方の住所・氏名等を記入して窓口^{まどぐち}に申請してください。窓口では、申請者の本人確認を行います。

② 結婚・離婚 (市役所市民課戸籍係 TEL : 0836-34-8237)

A. 結婚

日本の法律により結婚を成立させるためには、市役所に婚姻届を提出しなければなりません。届出に必要な書類は次のとおりですが、追加資料を求められることがあります。

記入の方法や必要な書類の詳細は、市役所市民課に問い合わせてください。

外国人同士の場合に必要なもの	外国人と日本人の場合に必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届 ・婚姻要件具備証明書 ・国籍証明書 ・在留カードやパスポートなど写真付きの身分証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届 <p><日本国籍の方については></p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（本籍が市外の方のみ） ・本人確認ができる書類（官公署が発行した顔写真つきのもので有効期限内のもの） <p><外国籍の方については></p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻要件具備証明書 ・国籍証明書 ・在留カードやパスポートなど写真付きの身分証明書

日本語以外の言語で書かれた書類には、日本語の翻訳を添付することが必要です。（日本語訳文については、翻訳者の住所・氏名・押印があること。）婚姻届には、成人2人の証人を必要とします。印鑑を所有している場合は、届出時に持参してください。

また、外国人は母国において結婚を登録するには、別途大使館や領事館への届出が必要です。

※外国人と日本人の婚姻後、外国人配偶者の氏名を変更した場合は、日本人配偶者の戸籍に記載されている外国人配偶者の氏名を変更するため、申し出が必要です。氏名が変更されたことを証明する書類に訳文を添えて、日本人配偶者から申し出てください。

B. 離婚

日本の法律により離婚を成立させるには、市役所に離婚届を提出しなければなりません。

届出に必要な書類は国籍によって異なりますので、記入の方法や必要な書類の詳細は、市役所市民課や大使館、領事館に問い合わせてください。

③ 出生・死亡 (市役所市民課戸籍係 TEL:0836-34-8237)

A. 出生

子どもが生まれたときは、生まれた日を含めて14日以内に出生を届け出て下さい。なお、「出生届」の用紙は、出産した病院で「出生証明書」と一緒に受け取れます。

てつづき ひつよう 手続が必要なケースの例	てつづき ひつよう 手続に必要なもの
・子どもが生まれた	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届 ・出生証明書 ・届出人の印鑑 ・母子手帳(親子健康手帳) ・国民健康保険証 (加入者のみ)

※生まれた子どもが、引き続き国内に住み続けるためには、在留許可を受ける必要があります。生まれた日から30日以内に出入国在留管理局(広島出入国在留管理局下関出張所 TEL:083-261-1211)で在留許可を申請してください。

B. 死亡

家族や同居している人が死亡したときは、死亡した事実を知った日から7日以内に死亡を届け出て下さい。母国の在日大使館または領事館にも届出が必要です。なお、「死亡届」の用紙は、死亡した病院または死亡を確認した医師が作成した死亡診断書と一緒に受け取れます。

てつづき ひつよう 手続が必要なケースの例	てつづき ひつよう 手続に必要なもの
・家族や同居している人が死亡した	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届 ・死亡診断書 ・届出人の印鑑

※在留カードや特別永住者証明書は、死亡した日から14日以内に、出入国在留管理局(広島出入国在留管理局下関出張所 TEL:083-261-1211)に返してください。

④ 印鑑登録 (市役所市民課届出登録係 TEL:0836-34-8238)

印鑑は署名と同じ役割を果たす大切なものです。
 例えば、家や自動車を買う契約には、実印と印鑑登録証明書が必要となること
 があります。実印とは、市役所に登録した印鑑のことです。一人につき、1つの印鑑
 のみ登録できます。複数の人が同じ印鑑を実印にすることはできません。
 なお、登録できる印鑑は住民票に登録された氏名、通称名、氏名のカタカナ表記
 の印鑑ですので、ご注意ください。
 印鑑登録できる人は宇部市に住居登録のある15歳以上の人です。
 印鑑登録すると「印鑑登録証(カード)」が発行されます。印鑑登録証明書が必要
 なときは、必ず「印鑑登録証(カード)」を持参してください。

てつづき 手続をおこなう人	ひつよう 必要なもの	ちゅういてん 注意点
ほんにん 本人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 パスポートや在留カードなど、写真付きの身分証明書 手数料 	印鑑登録するため新しく 印鑑を作るときは、登録でき る印鑑であるか、事前に市 役所へ問い合わせしてくださ い。
だいにんにん 代理人	<ul style="list-style-type: none"> 登録する印鑑 本人のパスポートや在留カードなど、写真付きの身分証明書 代理人の印鑑 代理人選任届 代理人の身分証明書 印鑑登録申請書 印鑑登録証明書交付申請書 	病気その他やむを得ない 理由で本人が申請すること ができないときは、代理人 申請ができる場合があります。 事前に市役所市民課届出 登録係に問い合わせしてくだ さい。なお、即日登録はでき ません。

⑤ 国民年金 (市役所保険年金課管理・年金係 TEL:0836-34-8292)

国民年金は、国が運営する公的年金です。入国して住民登録をした20歳以上60
 歳未満の人(厚生年金加入者及びその被扶養配偶者は除く。)は、国民年金に加入
 します。公的年金には、老齢年金のほか、万が一の場合に支給される障害年金や
 遺族年金も含まれます。
 国民年金の保険料は1か月17,000円程度です。出国した場合に保険料の
 納付済期間が6か月以上あれば、出国後2年以内に請求することにより、脱退一時
 金の支給を受けることができる場合があります。
 また、所得が少なく保険料の納付が困難な人については、申請して認められると
 保険料が免除や納付猶予になる制度があります。

- ⑥ 国民健康保険（市役所保険年金課賦課係 TEL:0836-34-8287）
 国民健康保険は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して医療を受けられるための社会保険制度です。
 日本に3か月を超えて滞在する人で、職場の医療保険に入っていない75歳未満の人が対象です。保険料は所得などによって決められ、必ず納めなければなりません。
 国民健康保険に加入するときや脱退するときは、市役所に届け出てください。
 加入の届出が遅れると、その期間は保険の利用ができませんので、突然の病気やけがのときに医療費を全額支払わなければならない場合があります。
 国民健康保険に加入した人には、「保険証」を交付します。病院等で診察を受けるときには、必ず「保険証」を持参してください。「保険証」の提示により、年齢や所得に応じた負担割合で医療を受けることができます。このほかに、出産したときや死亡したとき、また医療費の支払が高額になったときには、市役所への届出により医療費の給付が受けられる場合があります。
 国民健康保険に加入している40歳以上の人は生活習慣病の早期発見と重症化予防を目的とした特定健診を受けることができます。
 手続や制度の内容などの詳しいことは、市役所保険年金課賦課係に問い合わせてください。

- ⑦ 後期高齢者医療制度（市役所保険年金課後期高齢者医療係 TEL:0836-34-8343）
 後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して医療を受けるための医療制度です。市内に住所がある75歳以上の人（在留期間が3か月以下の短期滞在者や生活保護を受けている人等を除く。）は、全員被保険者になります。
 また、65歳から74歳までの人でも、障害（身体障害者手帳1級～3級など）がある場合には、申請して加入することができます。
 保険証は、1人に1枚交付されます。医療機関などを受診するときに保険証を提示すると、窓口で支払う医療費の自己負担割合が1割または3割になります。自己負担の割合や保険料は、所得などによって決まります。

- ⑧ 介護保険（市役所高齢者総合支援課介護保険係 TEL:0836-34-8297）
 介護保険制度は、高齢者等の介護を家族だけでなく、社会全体で支えるための制度です。日本に3か月を超えて滞在する人で、40歳以上の人を対象です。寝たきりや認知症などで介護が必要になったときや、日常生活で支援が必要な状態になったときには、介護認定の申請をし、認定されると介護サービスを受けることができます。保険料は所得などによって決められます。

⑨ 障害者福祉（市役所障害福祉課障害手帳・医療係 TEL:0836-34-8314）
心身に障害のある人に対しての相談・手当・医療・障害福祉サービス・福祉施設
の利用等、各種の支援を行っています。身体が不自由な人は「身体障害者手帳」、
知的障害のある人は「療育手帳」、精神疾患のために日常や社会生活に制約のあ
る人は「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けることができます。

⑩ 子育て（手当・医療）、ひとり親家庭
（市役所子ども政策課手当・医療係 TEL:0836-34-8330）
中学生までの子どもがいる家庭には、児童手当、医療費の助成制度があります。
18歳までの子どもを育てているひとり親家庭には、児童扶養手当、ひとり親家庭
医療費助成制度があります。心身に障害のある20歳未満の子どもを育てている
家庭には、特別児童扶養手当があります。
制度により所得制限があります。手続や制度の内容など詳しいことは、市役所こど
も政策課にお問い合わせください。

⑪ 妊娠・育児
（市役所子ども支援課（多世代ふれあいセンター）TEL:0836-31-1732）
妊娠したら、医療機関から「妊娠届出書」をもらいます。「妊娠届出書」を持って、
宇部市子ども支援課母子保健係（子育て世代包括支援センターUbeハピ）で手続を
行い、親子健康手帳（母子健康手帳）と妊産婦健康診査受診票等を受け取ってく
ださい。親子健康手帳（母子健康手帳）は、妊娠の経過・出産状況や就学まで
の子どもの発育、発達、健康診査、予防接種など大切な事項を記録するものです。
外国語の母子健康手帳が必要な方は、ご相談ください。

⑫ 水道・下水道（水道局営業課窓口係 0836-21-2304）
水道を新しく利用する場合や利用を止める場合には、あらかじめ水道局営業課
にお問い合わせください。
水道の利用を開始した場合、2か月に1回、水道料金を支払うことになります。
下水道を利用している場合も、使った水の量に応じて、2か月に1回、下水道使用
料を支払うことになります。

⑬ 市営住宅（市役所住宅政策課市営住宅係 TEL:0836-34-8427）
市営住宅とは、宇部市が運営する住宅で、所得によって家賃が決定されます。
市営住宅の入居の定期募集は毎年4月、7月、10月、1月です。
入居を希望する方は、市役所住宅政策課市営住宅係にお問い合わせください。

⑭ 税金

税金には、国に納めるものと県や市に納めるものがあります。

個人や法人の所得には「所得税（国税）」と「住民税（県税・市税）」が、建物や土地など不動産には「固定資産税（市税）」や「都市計画税（市税）」が課税されます。また、自動車やバイクには、排気量に応じて「自動車税（県）」や「軽自動車税（市）」が課税されます。

これら全ての税金は、納める期限が決まっており、この期限に遅れると督促状が送付されるとともに、税金に加えて督促手数料や延滞金が発生します。また、催促されても税金を支払わないときには、強制的に財産を処分されることがあります。

● 所得税（宇部税務署 TEL:0836-21-3131）

毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得について、税務署に申告し、所得税（国税）を確定させる必要があります。

給与の年間収入額が2,000万円を超える人、毎月の勤め先の給与から税金を引かれていない人、2か所以上の勤め先から給与を受け取っている人、給与の他に所得がある人（給与以外の所得が20万円以下の場合を除く。）等は、翌年の2月15日から3月15日までの間に確定申告を行わなければなりません。

確定申告を行うときの必要書類等については、宇部税務署に問い合わせてください。

● 住民税（市民税、県民税）（市役所市民税課 TEL:0836-34-8187）

前年の所得に応じて、市民税と県民税を合わせて住民税として、1月1日に住所があった市に納めることとなります。

勤め先の給与から住民税を引かれていない人には、毎年6月に市役所から納税通知書が届きます。この納税通知書を使って住民税を納めてください。

● 自動車税（種別割）（山口県宇部県税事務所 TEL:0836-21-2118）

毎年4月1日に自動車（軽自動車を除く。）を所有している人は、自動車税（種別割）（県税）を県に納めることとなります。毎年5月に県税事務所から納税通知書が届きます。この納税通知書を使って自動車税（種別割）を納めてください。

自動車の継続検査（車検）を受けるときには、「領収書（納税証明書）」が必要となります。領収書は大切に保管してください。

● 軽自動車税（種別割）（市役所市民税課 TEL:0836-34-8197）

毎年4月1日にバイクや軽自動車（※）等を所有している人は、軽自動車税（種別割、市税）を市に納めることとなります。

毎年5月に市役所から届く納税通知書を使って納めてください。
税金を納めたときに受け取った「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」
は、軽自動車の継続検査(車検)を受けるときに必要なになりますので大切に保管し
てください。

※軽自動車…排気量が660ccまでの三輪車及び四輪車で、ナンバープレートが黄色
の車両。(記念ナンバープレートなど、黄色ではない場合もあります。)

●固定資産税・都市計画税(市役所資産税課 TEL: 0836-34-8191)

毎年1月1日に宇部市内に固定資産(土地や建物、償却資産(事業のために使う
機械・装置・設備、構築物(家屋以外)、車両・船舶等、工具、器具及び備品))
を所有している人は、固定資産税と都市計画税(市内の一部の課税地域内にある
土地・建物に課税される)を市に納めることとなります。毎年4月に市役所から届
く納税通知書を使って納めてください。

なお、売却や解体などで、課税されている固定資産に異動が生じたときは、ご
連絡ください。

●納税管理人の指定

出国後に納税に関する一切の事項を処理してもらうために、国内に住所を有す
る者の内から納税管理人を指定して届け出てください。

【支払について】

保険料や使用料及び、税金は、市内の金融機関、市役所本庁・支所・出張所、
市内コンビニエンスストアなどで納付できます。納付書を持ってお支払いくださ
い。

⑮ マイナンバー(市役所市民課届出登録係 TEL: 0836-34-8238)

●マイナンバー

日本で生活する人には「マイナンバー(個人番号)」が割り当てられます。この番号
は1人ずつ違います。転入の届出後、約1か月後に「個人番号通知書」が簡易書留
で郵送されます。

●マイナンバーカード

マイナンバーの確認と本人確認が可能で、様々な行政サービスを受けることできる
プラスチック製のICカードです。本人の申請により交付され、初回の交付手数料は
無料です。カードの有効期限は10年(未成年者は5年)、カードに格納されている
電子証明書の有効期限は5年です。

(2) 民間での手続

① 電気

電気を利用したい場合には、不動産会社または家主に確認してください。

直接、自分で申し込むときは、中国電力宇部セールスセンター (TEL:0120-613-270) に問い合わせてください。料金は、1か月ごとに請求されます。

② ガス

ガスを利用したいときには、不動産会社または家主に確認してください。

直接、自分で申し込む場合は、ガス会社またはガス販売店に問い合わせてください。料金や支払方法についても、ガス会社またはガス販売店に問い合わせてください。

③ 携帯電話

携帯電話を利用したいときは、携帯電話販売店等で購入してください。

支払方法などは、販売店等で問い合わせてください。

④ NHK受信料

(契約…TEL:0120-151515、受信料…TEL:0570-077-077)

NHKは公共放送です。テレビを所有している人は、受信料を支払わなければなりません。

契約手続や支払方法などは、NHKに問い合わせてください。

⑤ 郵便

住所が変わったときに、郵便局に転居届を出すと、転居届提出日から1年間は前の住所宛の郵便物も新しい住所に配達されます。※日本国内限定

(3) その他必要な情報

① 健康管理（市役所健康増進課（宇部市保健センター） TEL:0836-31-1777）

心身ともに健康であり続けるためには、次のことに注意しましょう。

- ・定期的に健康診断を受けましょう。
- ・春の花粉症、夏の熱中症、冬のインフルエンザの流行などに注意しましょう。
- ・不衛生による病気を防ぐため、清潔な環境を心がけましょう。

② 医療

医療機関での診察は、随時受け付けています。あらかじめ、住居の近くで「かかりつけの病院」を決めておきましょう。

（診療の流れ）

1. 受付	受付の人に、初診か再診かを伝えます。初診の場合は、問診票を記入し、保険証等を提出します。再診の場合は、診察カードを提出するか受付簿に氏名を記入します。
2. 診察	名前を呼ばれたら診察室に入り、診療を受けます。
3. 会計、処方箋の受取	診療後に会計窓口で費用を支払います。薬が渡される場合もありますが、多くの場合、処方箋を渡されます。この処方箋を持って薬局に行き、薬を受け取ります。薬代がかかります。治療が継続する場合は、次回の診察日を確認しておきましょう。

※ 宗教上の理由や持病などで治療に制限がある場合は、治療が始まる前に医師に相談してください。

病院が開いていないときや、休日・夜間の緊急診療は、宇部市休日・夜間救急診療所（TEL:0836-31-1099）に問い合わせてください。

③ 仕事探し

外国人が日本で働く場合は、就労が許可されている在留資格を取得するか、出入国在留管理局（広島出入国在留管理局下関出張所 TEL:083-261-1211）で資格外活動許可を得ることが必要です。まず、自分の在留資格で働くことができるかどうかを確認してください。

仕事を探す際には「ハローワーク宇部（TEL:0836-31-0164）」等に問い合わせてください。

④ 交通

A. バス

乗車時に、車内に設置してある機械から整理券を取ります。降車時には、その整理券の番号の料金（車両前方に表示してあります）を運転手席横の料金箱に入れます。お釣りは出ませんので、車内の両替機を使って小銭を用意しましょう。回数券で支払う場合も同様です。回数券は運転手から購入することができます。

車内では、次の停車場所のアナウンスがありますので、降りたいときは降車ボタンを押し、運転手にお知らせください。

B. 電車

乗車前に料金表で料金を調べ、駅内の自動販売機で切符を購入します。切符は降車する駅の改札で駅員に渡すか、回収箱に入れてください。

C. タクシー

タクシーを利用するときには、手をあげてタクシーを呼び止めるか、それぞれのタクシー会社に連絡してタクシーを呼びます。乗車時に行先を運転手に伝えてください。

《公共交通機関のお問合せ先》

バス	宇部市交通局	TEL : 0836-31-1133
	船木鉄道（船鉄バス）	TEL : 0836-67-0321
	サンデン交通（小月営業所）	TEL : 083-282-0606
J R（電車）	J R 宇部新川駅	TEL : 0836-31-1050
タクシー	中央交通	TEL : 0836-21-0121
	スズランタクシー	TEL : 0836-21-2105
	宇部山電タクシー	TEL : 0836-44-1144
	西武トモエ交通	TEL : 0836-31-3185
	ときわタクシー	TEL : 0836-21-4141
	宇部相互タクシー	TEL : 0836-31-1733
	宇部構内タクシー	TEL : 0120-571-773
	宇部第一交通	TEL : 0120-37-3249
	オリエン特交通	TEL : 0836-33-7799
	船木交通	TEL : 0836-67-0238

D. 交通ルール

- 日本では、自動車・バイク・自転車は左側通行、歩行者は右側通行です。
- 酒を飲んで運転することは厳しく罰せられます。
- 無免許で運転することは厳しく罰せられます。
- 携帯電話を使用しながら運転してはいけません。
- 自動車や自転車の保険に加入しましょう。

(歩行者の交通ルール)

- 歩道を通行しましょう。
- 歩道がないところは、道路の右側を通行しましょう。
- 車道を横断するときは、横断歩道や横断陸橋を利用しましょう。
- 横断禁止標識のある場所で横断してはいけません。
- 信号機のある交差点では、自分の通行する方向にある信号機が青信号になったことを確認して横断しましょう。歩行者用の青信号が点滅した場合は、横断しないでください。
- 踏切で警報機が鳴っているときや遮断機が降りているときは必ず止まって待ちましょう。

(自転車に乗る時の交通ルール)

- 原則、車道の左側を一列で通行しましょう。
- 必ず信号機に従い、赤信号では通行しないでください。
- 定期的に自転車のブレーキやライトの整備、点検を行いましょう。
- 2人乗り・傘差し・2台横に並んでの運転をしてはいけません。
- 夜間は必ずライトを点灯しましょう。
- 他の交通を妨害する場所に駐車してはいけません。

(自動車やバイクを運転する時の交通ルール)

- 必ず運転免許証を携帯してください。
- 自動車に乗るときは、全員シートベルトを着用してください。
- バイクに乗るときは、必ずヘルメットを着用してください。
- 無車検や無保険の自動車やバイクは運転してはいけません。
- 駐車禁止の場所に駐車してはいけません。
- 交通事故が発生したときは、必ず警察 (TEL:110) に届けましょう。

⑤ 自治会（市役所市民活動課地域づくり推進係 TEL:0836-34-8233）

自治会は、住民により自主的に組織された団体です。市内には、地域や団地ごとに自治会があり、私たちが安心・安全に生活できるように、様々な活動を行っています。例えば、公園や道路の清掃、ゴミステーションの管理、防災活動、住民同士が親睦を深めるための祭りや運動会などです。

行政機関からの情報が書かれた「広報うべ」は、自治会の回覧文書（各家庭を順番に回るお知らせの書類）を通じて提供されることが多いため、ぜひ自治会に加入してください。

ただし、自治会に加入した場合は、会費の支払などそれぞれの自治会の規則を守らなければなりません。

自治会への加入方法や会費、規則などについては、それぞれの自治会の代表者に、確認してください。

あなたが住む地域の自治会の代表者を知りたい場合は、近所の方や市役所市民活動課地域づくり推進係に問い合わせてください。

⑥ ごみの出し方（市役所廃棄物対策課 TEL:0836-34-8247）

ごみを出せる日は、住んでいる地区によって違います。地区ごとの「ごみ収集カレンダー」で確認してください。

また、市では、ごみの減量・再資源化を推進しているため、ごみの分別・排出のルールが守られていないごみは回収されません。決められた場所以外のところへ勝手にごみを置いている「不法投棄」は、法律により厳しく罰せられます。

（ごみの分別・排出のルール）

- ・宇部市指定のごみ袋に入れる。
- ・収集日の朝 8 時 30 分までに出す。
- ・決められた場所（ゴミステーション）に出す。
- ・きちんと分別する。

ごみの種類、出し方はホームページ等を確認してください。

●宇部市ホームページ QR コード



(<https://www.city.ube.yamaguchi.jp/kurashi/gomi/dashikata/1001977/1002007.html>)

また、^{むりょうつうしん}無料通信アプリのLINEに^{とも}友だち追加することで、^{ぶんべつほうほう}ごみの分別方法や^{しゅうしゅう}収集日を^{かんたん}簡単に調べることができます（日本語のみ対応）。

●^{むりょうつうしん}無料通信アプリLINEの^{とも}友だち追加用QRコード



⑦ ^{にほんごがくしゅう}日本語学習

^{にほんご}日本語を学びたい^{がいこくじん}外国人を対象とした^{にほんごきょうしつ}日本語教室を^{うべ}宇部市内で開催しています。

この^{にほんごきょうしつ}日本語教室では、^{さんかしゃ}参加者の^{にほんご}日本語の^あレベルに合わせて^{にほんご}日本語を^{まな}学ぶことができます。

^{かいさいび}開催日や^{ないよう}内容など詳しいことは、^い以下に^あ問い合わせてください。

^{にほんご}日本語クラブ宇部 TEL: 0836-33-0822

⑧ ^{くるま}車の^{うんてん}運転（^{やまぐちけんそうごうこうつう}山口県総合交通センター TEL:083-973-2900）

^{がいこく}外国の^{うんてんめんきょしょう}運転免許証をお持ちの方が^{かた}日本国内で^{くるま}車を^{うんてん}運転するためには、^{つぎ}次のいずれかの^{めんきょしょう}免許証を^{しよじ}所持している^{ひつよう}必要があります。

- ・^{にほん}日本の^{うんてんめんきょしょう}運転免許証
- ・^{じょうやく}ジュネーブ条約に基づく^{こくさいうんてんめんきょしょう}国際運転免許証
- ・^{とくれいたいしやうこく}特例対象国（^{スイス}スイス、^{ドイツ}ドイツ、^{フランス}フランス、^{ベルギー}ベルギー、^{モナコ}モナコ、^{エストニア}エストニア、^{台湾}台湾）の^{うんてんめんきょしょう}運転免許証

※^{りょうじきかん}領事機関または^{にほんじどうしゃれんめい}日本自動車連盟が^{さくせい}作成した^{めんきょしょう}免許証の^{ほんやくぶん}翻訳文が必要です。

●^{うんてん}運転できる^{きかん}期間

^{にほん}日本に入国した日^ひから^{ねんかん}1年間または^{めんきょしょう}免許証の有効期間のいずれか^{みじか}短い^{きかん}期間。（ただし、^{じゅうみんきほんだいちよう}住民基本台帳に^{きろく}記録されている方が^{かた}出国し、^{しゅつこく}ごく短期間（^{たんきかん}3か月未満）の^{きこく}うちに^{ばあい}帰国した場合は、^{きざん}起算日は^{さいしょ}最初に^{にほん}日本に入国した日になります。）

●^{にほん}日本の^{うんてんめんきょしょう}運転免許証の^{しゅとく}取得

^{がいこく}外国の^{うんてんめんきょしょう}運転免許証を有する人で、^{つぎ}次の^{じょうけん}条件に^{がいとう}該当する場合は、^{にほん}日本で^{うんてん}運転することに^{ししょう}支障がないか^{しんさ}審査・^{かくにん}確認を受けた上で、^{うんてんめんきょしけん}運転免許試験の一部（^{いちぶ}学科試験・^{ぎのう}技能試験）が^{めんじよ}免除されます。

- ・^{ゆうこう}有効な^{がいこく}外国の^{めんきょ}免許を受けており、かつ、^う免許を受けた後、^{あと}当該^{とうがいがいこく}外国に^{たいざい}滞在していた^{きかん}期間が^{つうさん}通算して^{げつじょう}3か月以上の人。

4. 緊急時の対応

(1) 病気、けが・・・消防 (TEL:119)

急な病気や大きなけがをしたときには、知人や隣人に助けを求めるとともに、電話により救急車(TEL:119)を呼んでください。救急車を呼ぶときには、来てもらいたい場所、氏名、電話番号を伝えます。

(2) 火事・・・消防 (TEL:119)

火事が発生した場合には、大きな声で「火事だ！」と叫んで周囲に知らせるとともに、消防署 (TEL:119) に電話して火事の場所、氏名、電話番号を伝えてください。火災による煙が大量に発生しているときや、自分で火を消すことが難しいときには、濡れタオルなどを口や鼻にあて、姿勢を低くし、すぐに安全な場所に避難してください。日本は木造の家が多く、火事が発生するとすぐに燃え広がり、近隣にまで火災が及ぶことがあります。

日ごろから、次のことに気を付けましょう。

- ・消火器を準備しておく。
- ・寝る前や外出するときには、必ず火を消したことを確認する習慣を身につける。
- ・寝たばこ、たばこの投げ捨てはしない。
- ・放火などの不審火による火災を防ぐため、家の周りに燃えやすい物を置かない。
- ・てんぷら油を使用中は、その場から離れない。
- ・火遊びをしない。

冬は空気が乾燥するため、火災が多く発生します。火の取扱いには十分に気を付けましょう。

(3) 交通事故・犯罪・・・(TEL:110)

交通事故や犯罪被害にあったときは、警察に連絡して、事情を説明してください。

(4) 地震

日本は地震が多い国です。日頃から、家の中で一番安全な場所や緊急時の家族との連絡方法、避難場所、自国の大使館、領事館の電話番号などを確認しておいてください。

地震に備え、次のことに気を付けましょう。

- ・懐中電灯、タオル、着替え、手袋、飲料水、食糧、救急用品、携帯ラジオ、マスクなどをリュックサック等に入れ、いつでも持ち出せる場所に置いておく。
- ・窓や棚のガラスは、割れたときのけがを防ぐために飛散防止フィルムを貼っておく。
- ・本棚やタンス等の家具が倒れてけがをしないように、家具は壁に固定しておく。
- ・地震が発生したときは、屋内ではクッションや座布団等を使って落下物から頭を守り、テーブルの下などに避難する。屋外にいるときは、落下物等に注意し、建物やブロック塀、電柱等から離れた広い場所で姿勢を低くして身体の安全を守る。
- ・避難する際は、割れたガラスでけがをしないよう、靴やスリッパ等を履く。
- ・避難する際は、パスポートや在留カード等の重要書類は常に携帯しておく。また、大きな揺れの後、しばらく余震が続くことがあるので気をつける。

(5) 梅雨の大雨

日本では、毎年6～7月に梅雨の季節となり、大雨による土砂崩れや洪水などの災害が発生する恐れが高まります。気象情報や市からのお知らせなどに十分注意してください。

(6) 台風・高潮

8月から10月にかけて、台風が日本列島に接近・上陸しやすい時期となります。台風の接近時には、大雨による土砂崩れや洪水、暴風などにより広い範囲で大きな被害が発生します。不要不急の外出はしないようにしましょう。気象情報や市からのお知らせなどに十分に注意し、自分のいる場所に市から避難指示などの避難情報が発令されたら、すぐに避難してください。また、避難情報の発令前でも、危険と感じた場合は、早めに自主避難することを心掛けたり、近所の人に助けを求めたりすることも大切です。

また宇部市では、過去に数回、高潮による大きな被害を受けています。高潮とは、台風や強い低気圧によって、海岸付近で海面が異常に高くなる現象です。事前にハザードマップを確認し、台風が接近しているときには、危険な場所に近づかないようにしましょう。

災害が発生し自分のいる場所に危険が迫ったときは、宇部市指定の避難所・緊急避難場所を利用してください。ただし、全ての避難所・緊急避難場所があらゆる災害に対する避難に使用できるとは限りません。事前に付近の避難所・緊急避難場所の情報を市ウェブサイトなどで確認しておきましょう。避難所・緊急避難場所について分からないことがあれば、市役所防災危機管理課（TEL:0836-34-8139）へ問い合わせてください。

下記の防災情報アプリでは、気象情報や避難情報の通知、非常時に使用できるコミュニケーションカード、日本の災害についての事前学習など、防災に関する様々な機能を使うことができます。

スマートフォンをお持ちの方は、ご活用ください。

※14カ国語対応（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語）

アプリの詳細情報

●アプリ名称

Safety tips

●ダウンロード方法

iOS端末をご利用の方は、こちらからダウンロードしてください。



Android端末をご利用の方は、こちらからダウンロードしてください。



●利用料

無料 ※アプリ使用に伴う通信料は各自ご負担いただきます。

5. 市内の公共施設等の電話番号

※電話をかけるときは、0836+電話番号

市役所等

市役所
教育委員会

31-4111

34-8604

支所・市民センター

楠庁舎（北部総合支所）

67-2812

東岐波市民センター

58-2311

西岐波市民センター

51-9001

厚南市民センター

41-8320

原市民センター

41-8348

厚東市民センター

62-0001

二俣瀬市民センター

62-0180

小野市民センター

64-2111

ふれあいセンター・隣保館

東岐波ふれあいセンター

58-2098

西岐波ふれあいセンター

51-9249

恩田ふれあいセンター

21-0349

岬ふれあいセンター

21-1625

見初ふれあいセンター

21-0348

隣保館上宇部会館

34-2535

上宇部ふれあいセンター

21-1473

神原ふれあいセンター

32-6280

琴芝ふれあいセンター

21-1534

新川ふれあいセンター

21-2258

鶯の島ふれあいセンター

31-1862

藤山ふれあいセンター

21-1608

原ふれあいセンター

43-1050

厚東ふれあいセンター

62-0049

二俣瀬ふれあいセンター

62-0068

小野ふれあいセンター

64-2024

小羽山ふれあいセンター

31-3677

ときわ 常盤ふれあいセンター	22-1455
かわかみ 川上ふれあいセンター	35-1150
りんぼかんこうなんかいかん こうなん 隣保館厚南会館・厚南ふれあいセンター	41-8155
にしうべ 西宇部ふれあいセンター	44-0878
くろいし 黒石ふれあいセンター	44-0881
ふなき 船木ふれあいセンター	67-1183
まぐら 万倉ふれあいセンター	67-0201
きべ 吉部ふれあいセンター	68-0001

ぶんか きょういくしせつ
文化・教育施設

わたなべおうきねんかいかん 渡辺翁記念会館	31-7373
ぶんかかいかん 文化会館	31-7373
としょかん 図書館	21-1966
きんろうせいししょうねんかいかん 勤労青少年会館	31-5515
そうごうふくしかいかん 総合福祉会館	33-3156
だんじょきょうどうさんかく 男女共同参画センター・フォーユー	33-4004
たせだい 多世代ふれあいセンター	38-7000
くすのきそうごう 楠 総合センター	67-1200
せきたんきねんかん 石炭記念館	31-5281
ときわミュージアム	37-2888
ときわこすい 湖水ホール	51-7057
アクトビレッジおの	64-5111
くすのき さと 楠 こもれびの郷	67-2617
うべ ヒストリア宇部	37-1400
ぎんてん 銀天エコプラザ	39-8110
まな もり 学びの森くすのき	67-1277

ほけん いりょうしせつ
保健・医療施設

ほけん 保健センター	31-1777
くすのきほけん 楠 保健センター	67-1273
きゅうじつ やかんきゅうきゅうしんりょうしよ 休日・夜間救急診療所	31-1099

かいしゅうしせつ
ごみ回収施設

かんきょうほぜん 環境保全センター	31-3664
----------------------	---------

しょうぼうしせつ
消防施設

しょうぼうきょく う べ ちゅうおうしょうぼうしよ
消防局・宇部中央消防署

21-6111

たいいくしせつ
体育施設

たわらだおうきねんたいいくかん
俵田翁記念体育館

31-1506

せいぶたいいくかん
西部体育館

21-9246

ぶどうかん
武道館

35-4080

くすのきわかもの
楠 若者センター

67-2150

ひがしきわたいいくひろば
東岐波体育広場

31-1507

とうぶたいいくひろば
東部体育広場

31-1507

こうなんたいいくひろば
厚南体育広場

21-9246

くろいしたいいくひろば
黒石体育広場

21-9246

くすのきたいいくひろば
楠 体育広場

67-2150

くすのきにしやまうんどうひろば
楠 西山運動広場

67-2150

くすのき
楠 テニスコート

67-2150

ユーピーアールスタジアム

29-0089

おん だうんどうこうえんりくじょうきょうぎじょう
恩田運動公園陸上競技場

31-1507

おん だうんどうこうえんほじょきょうぎじょう
恩田運動公園補助競技場

31-1507

ちゅうおうこうえん
中央公園テニスコート

32-7759

ちゅうおうこうえんきゅうどうじょう
中央公園弓道場

31-4548

ちゅうおうこうえん
中央公園アーチェリー場

31-1507

ときわこうえん たもくてきひろば
常盤公園多目的広場

31-1507

ときわこうえん
常盤公園サッカー場

31-1507

サンライフ宇部

22-0541

パルセンター宇部

31-2212

6. 宇部市以外の相談窓口

- やまぐち外国人総合相談センター（山口県国際交流協会内）
多言語による相談対応、関係機関と連携した問題解決、法律等の専門相談、弁護士・行政書士、通訳・翻訳サポーターの紹介など。

〒753-0082 山口県山口市水の上町1-7 水の上庁舎3F

TEL:083-995-2100 <http://yiea.or.jp/>

- 一般財団法人自治体国際化協会（クレア）

<http://www.clair.or.jp/index.html>

〒102-0083 東京都千代田区麴町1-7 相互半蔵門ビル6・7F

TEL:03-5213-1730 FAX:03-5213-1741

- 外国人在留総合インフォメーションセンター

<https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/>

出入国在留管理局の、ビザ申請に関する相談などに無料で対応するインフォメーションセンターです。

TEL : 0570-013904

- 法テラス多言語情報提供サービス

<https://www.houterasu.or.jp/multilingual>

国が設立した法的トラブル解決の総合案内所の情報提供サービスです。

TEL : 0570-078377（IP電話からは 050-3754-5430）

- よりそいホットライン

<https://www.since2011.net/yorisoi/n2/>

仕事の悩み、生活の悩み、心の悩み、家庭の悩み、お金の悩み、病気の悩みなど、どんな悩みも、一緒に解決する方法を探します。

TEL : 0120-279-338

- 法務省 外国語人権相談ダイヤル

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

日本語を自由に話すことができない人からの人権相談に応じるための相談電話です。

TEL : 0570-090911

- ^{がいこくじんろうどうしゃ} ^む ^{そうだん} 外国人労働者向け相談ダイヤル

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

^{ろうどうじょうけん} ^{かん} ^{もんだい} ^{ほうれい} ^{せつめい} ^{かくかんけいきかん} ^{しょうかい} ^{がいこくじんろうどうしゃ}
労働条件に関する問題についての法令の説明や各関係機関の紹介など、外国人労働者の
^{かた} ^{そうだん} ^{たいおう}
方からの相談に対応しています。

- ^{ほうじん} ^{こくさいいりょうじょうほう} NPO法人AMDA国際医療情報センター

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

^{にほんご} ^{ふじゆう} ^{がいこくじん} ^{いりょうきかん} ^{あんない} ^{いりょうでんわつうやく} ^{だんたい}
日本語が不自由な外国人への医療機関の案内・医療電話通訳をしている NPO 団体です。

うべし く がいこくじんじゅうみん む うべし じょうほう
宇部市に暮らす外国人住民に向けて、宇部市からの情報
や、暮らしに必要な情報を、英語で発信する Facebook を
かいせつ
開設しています。

Ube city



にちじょうせいかつ あ ひつよう ぎょうせいてつづきせんぱん かか そうごうてき せつたん
日常生活に当たって必要な行政手続き全般に係わる総合的な相談に
たいおう
対応します。

たいおうげんご えいご ちゅうごくご ぺきんご かんこくご
対応言語：英語、中国語（北京語）、韓国語、タイ語、ロシア語、
ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア
語、ネパール語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、
タガログ語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、
モンゴル語、シンハラ語、ベンガル語

TEL : 0836-34-8136 (平日 8:30～17:15)

うべし がいこくじんそうごうそうだんまどぐち
宇部市外国人総合相談窓口

うべし かんこうこうりゅうか
宇部市観光交流課